

令和8年度金山町野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月14日

金山町長 佐藤英司



金山町告示第62号

令和8年度金山町野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣の市街地等への出没抑制を図るため、不要果樹の伐採を行うものに対し、令和8年度金山町野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、金山町補助金等交付規則（昭和48年金山町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 金山町地区交付金等の交付に関する規則（昭和62年金山町規則第9号）第1条に規定する地区をいう。
- (2) 不要果樹 最寄りの住家からの水平距離が200メートル以内の範囲にあり、野生鳥獣を誘引するおそれのある、その所有者又は地域の団体等が利用していない柿樹、クリ樹その他町長が認める果樹（いずれも耕作放棄地の果樹を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、地区又は個人とする。

(補助対象事業及び対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下この条及び第10条において「補助対象事業」という。）は、地区又は個人が行う不要果樹の伐採及び伐採後の処分とし、補助金の交付の対象となる経費（次条及び第9条において「補助対象経費」という。）は不要果樹の伐採及び伐採後の処分に直接要する経費とする。

2 前項の不要果樹の伐採は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 当該不要果樹の所有者の合意があること。
- (2) 補助金の交付の決定の日以後に補助対象事業を実施し、令和9年1月31日までに完了するも

のであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は不要果樹の伐採本数に6万円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する交付申請書は、令和8年度金山町野生鳥獣市街地等出没対策事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとし、令和8年12月26日までに提出しなければならない。

- (1) 不要果樹の位置図及び現況写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号イに規定する別に定める軽微な変更は、補助金の額の増を伴う変更以外の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第1号イ又はロの規定により町長の承認を受けようとするときは、令和8年度金山町野生鳥獣市街地等出没対策事業計画変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第1号ハの規定により、補助事業の中止又は廃止について町長の承認を受けようとするときは、令和8年度金山町野生鳥獣市街地等出没対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 規則第6条第1項第2号の規定により町長の指示を受けようとするときは、令和8年度金山町野生鳥獣市街地等出没対策事業遂行状況報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和8年度金山町野生鳥獣市街地等出没対策事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、令和8年度金山町野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金実績報告書（様式第6号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日までに報告しなければならない。

- (1) 不要果樹の伐採後の写真

(2) 補助対象経費の支払に係る領収書

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(帳簿の備付け等)

第10条 補助金の交付を受けたものは、規則第20条第1項に規定する補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を、令和8年度から5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この要綱は、公布の日から施行する